

政令

2 経過措置（第五条関係）
工場等の外において運搬する場合における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置等の規定は、改正法第五条の規定の施行の日以後に開始される特定放射性同位元素の運搬について適用するものとする。

3 施行期日
この政令は、改正法第五条等の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行することとした。

◇森林経営管理法施行令（政令第三二〇号）（農林水産省）

1 森林所有者を確知することができない場合の探索の方法は、森林の土地及びその土地の上にある立木の登記事項証明書の交付を請求し、当該森林所有者を確知するために必要な情報を保有すると思料される者に対し、当該情報の提供を求める措置をとり、かつ当該措置により判明した森林所有者と思料される者に対し、書面の送付等の措置をとる方法とすることとした。（第一条及び第二条関係）

2 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五一号）第九条に規定する資金であつて、森林経営管理法（平成三〇年法律第三五号）第三十七条第四項に規定する林業経営者が貸付けを受けるとするものについての償還期限の上限を一五年以内とすることとした。（附則第二条関係）
3 その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三条、第五条関係）
4 この政令は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十一月二十一日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百十六号

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十二号）附則第一条（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行期日は平成三十一年七月一日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成三十一年四月一日とする。

法務大臣 山下 貴司
内閣総理大臣 安倍 晋三

法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十一月二十一日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百十七号

法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行期日は、平成三十二年七月十日とする。

法務大臣 山下 貴司
内閣総理大臣 安倍 晋三

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十一月二十一日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百十八号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十六条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

御名 御璽

平成三十年十一月二十一日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百十九号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十六条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 関係政令の整備（第一条―第四条）
第二章 経過措置（第五条）
附則

第一章 関係政令の整備
（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正）
第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
放射性同位元素等の規制に関する法律施行令
目次中「第二条」を「第二条」に、「第二十九条」を「第二十九条の二」に改める。
第一条中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（一）を「放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（特定放射性同位元素）
第一条の二 第二条第三項に規定する政令で定める特定放射性同位元素は、放射性同位元素であつて、その種類及び密封の有無に応じて原子力規制委員会が定める数量以上のものとする。
第二条中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。
原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（第三条の規定、附則第一条各号に掲げる規定並びに附則第三条から第十一条まで、第二十二条、第二十八条及び第三十条の規定を除く。）の施行期日は、平成三十一年九月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 石田 真敏
財務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 柴山 昌彦
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 原田 義昭